

○国土交通省告示第百六十号

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号）第十四条第二号及び第六号の規定に基づき、登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示を次のように定める。

令和七年三月五日

国土交通大臣 中野 洋昌

登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示

（必要履修科目の講習時間等の講習内容及び講習の方法）

第一条 無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号。以下「省令」という。）第十四条第二号の告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準は、別表第一のとおりとする。

2 省令第十四条第二号の告示で定める講習の方法の基準は、次に掲げるものとする。

一 学科講習に用いる教材は、別表第一第一号に定める講習の用に供するために適当なものとして国土交通大臣が認めたものであること。

二 学科講習は、静穏な環境を備え、講義を行うのに十分な広さと机などの適切な設備を有した講義室で行われるものであること又はこれと同等の環境及び設備を確保して行われるものであること。

と。

三 学科講習は、映写幕等講義に必要な設備を適切な方法により使用して行われるものであること。

四 実地講習の受講者数は、講師一人につき一人であること。

五 登録更新講習機関は、次に掲げる安全を確保するための措置を講じた上で、実地講習を実施すること。

イ 無人航空機の点検、監視員の配置その他の危険を防止するための措置

ロ 事故が発生した場合における救助体制の確立

ハ その他実地講習を行う場合において、適当と認められる措置

六 実地講習は、別表第二の上欄に掲げる施設及び設備であつて、同表下欄に掲げる基準に適合するものを用いて行われるものであること。

七 オンラインで学科講習を行う場合は、当該講習は、別表第三で定める基準に適合するものであること。

八 操縦シミュレーターによる講習を行う場合は、当該講習は、別表第四で定める基準に適合する操縦シミュレーターを用いて行われるものであること。

（登録更新講習機関管理者及び講師に対する研修）

第二条 省令第十四条第六号の告示で定める登録更新講習機関管理者に対する研修の内容及び方法の基準は、別表第五のとおりとする。

2 省令第十四条第六号の告示で定める講師に対する研修の基準は、次に掲げるものとする。

一 登録更新講習機関の講師になろうとする者又は当該講師に係る研修を受けた後三年を経過する者が、当該登録更新講習機関において受けなければならない研修は、別表第六に定める基準に適合するものであること。

二 講師に対する研修は、講師に必要な知識及び能力を十分に有し、研修を適切かつ確実に行うことができるものと認められる者により行われるものであること。

別表第一 必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準

一 学科講習

必要履修科目 (注1、2)		履修方法
		時間数
一等無人航空		
二等無人航空機		

		機操縦士	操縦士
1 無人航空機操縦士技能証明制度の概要 一 技能証明制度の枠組み 二 技能証明を有する者が遵守すべき事項 三 技能証明の取消し等 2 無人航空機を飛行させる者（以下「操縦者」という。）が遵守すべき事項 一 一般的な遵守事項 二 特定飛行を行う場合に遵守すべき事項 三 機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合の遵守すべき事項 四 遵守事項に違反した場合の罰則 3 最近の無人航空機関連の制度改正 4 事故・重大インシデント事例及び教訓 一 事故・重大インシデントの概要	講義（注3）及び視聴覚教材の視聴（4のみ）	五十分以上（講義で三十分以上、視聴覚教材の視聴で二十分以上）	五十分以上（講義で三十分以上、視聴覚教材の視聴で二十分以上）

二 代表的な事故・重大インシデント事例及び 教訓 三 事故・重大インシデントの発生状況 四 無人航空機による事故等の危険性 五 事故・重大インシデントを発生させないた めの遵守事項 5 運航ルール・事故防止に関する情報 一 無人航空機の機体の特徴 二 運航時の点検及び確認事項 三 操縦者の能力低下への対応 四 安全な運航のための意思決定体制			
6 一等無人航空機操縦士が留意すべき事項（注 4） 一 カテゴリーⅢ（注5）飛行におけるリスク 評価の基本的な考え方	講義（注 3）及び 視聴覚教 材の視聴	二十五分以上 （講義で十五 分以上、視聴 覚教材の視聴	一

注	1 一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る学科講習を併せて受ける場合には、一等無人航空機操縦士の資格に係る学科講習を併せて受ける場合には、一等無人航空機操縦士の資格に係る学科講習を併せて受ける場合には、一等無人航空機操縦士の資格に係る学科講習を併せて受ける場合には、	二 リスク評価手法 三 機体の種類に応じた運航計画の留意事項 四 飛行の方法に応じた運航計画の留意事項	
		7 技能証明の効力の停止を受けた者が再確認すべき事項（注6） 一 操縦者に求められる役割及び責任 二 安全な飛行のために操縦者が留意すべき事項 三 事故等が発生した際に無人航空機を飛行させる者が取るべき対応 四 規制の対象となる飛行の空域及び飛行方法	講義（注3）
			で十分以上）
			三十分以上

科講習のみ受講すればよいものとする。

2 複数の無人航空機の種類の限定変更をした技能証明を有する場合においては、それぞれの種類ごとに学科講習を受ける必要はなく、保有する資格の区分に応じて学科講習を受講すればよいものとする。

3 講義は、教本又はデジタル教材（教本と同一の内容であつて、電磁的記録（電子計算機）による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて教本に代えて提供される教材）を用いて行われるものとする。

4 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る学科講習に限る。

5 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第三百三十二条の八十五第一項の飛行の禁止空域における無人航空機の飛行及び法第三百三十二条の八十六第二項の飛行の方法によらない無人航空機の飛行であつて、立入管理措置を講ずることなく行うものをいう。

6 法第三百三十二条の五十三の第一項第三号、第四号又は第五号の規定により技能証明の効力を停止された者のみが受講するものとする。

二 実地講習（注1）

1 操縦 演習	必要履修 科目
注3） 実習（	法 履修方
五分 以上	講習時間数及び内容（注2） 回転翼航空機（マルチローター） 一等無人航空機操縦士 （緊急着陸を伴う八字飛行）
六分 以上	
十五分 以上	回転翼航空機（ヘリコプター） 一等無人航空機操縦士 （高高度飛行）
十分 以上	
十分 以上	飛行機 一等無人航空機操縦士 （緊急着陸を伴う八字飛行）
十五分 以上	

注	2 操縦	2 操縦	2 操縦	2 操縦	2 操縦	2 操縦
	演習に	演習に	演習に	演習に	演習に	演習に
	基づく	基づく	基づく	基づく	基づく	基づく
	指導及	指導及	指導及	指導及	指導及	指導及
	（注3	（注3	（注3	（注3	（注3	（注3
	び質疑	び質疑	び質疑	び質疑	び質疑	び質疑
	応答	応答	応答	応答	応答	応答
1 法第百三十二条の五十三第一項第三号、第四号又は第五号の規定により技能証明の効力を停止された者のみが受講するものとする。		十分以上	五分以上	十分以上	五分以上	十分以上
2 複数の無人航空機の種類の限定変更をした技能証明を有する場合においては、それぞれの種類ごとに実地講習を受講すること。		十分以上	五分以上	十分以上	五分以上	十分以上

3 第一条第二項第八号に掲げる操縦シミュレーターによる講習を受講した場合は、実地講習を受講したものとみなす。

別表第二 実地講習を行うために必要な施設及び設備の基準

施設及び設備	一 実地講習用空域
基準	イ 実地講習において回転翼航空機（マルチローター）を用いる場合

-
- は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (1) 実地講習を適切かつ安全に行うことができるものであること。
 - (2) 原則として占有することができもの（借り受けているものを含む。）であること。
 - (3) 実地講習を行う場合に占有する空域は、次に掲げる実地講習に応じ、それぞれ次に定める大きさ以上とすること。
 - (i) 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る実地講習を行う場合 縦十三メートル、横十八メートル、高度五メートルの空域
 - (ii) 二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る実地講習を行う場合 縦八メートル、横二十一メートル、高度五メートルの空域
 - (4) 占有する空域に加え、操縦者が、無人航空機に対して水平距離で飛行高度と同じ距離以上離れ、無人航空機を目視しながら操縦できる空間を確保すること。
 - (5) 実地講習において無人航空機を飛行させている間は、次に掲げ
-

る者以外の者について法第三百三十二条の八十五第一項の立入管理措置を講じること。

(i) 実地講習を行う場合に占用する空域において無人航空機を飛行させる者

(ii) 講師

(iii) (ii)に掲げる者を補助する者

ロ 実地講習において回転翼航空機（ヘリコプター）を用いる場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 実地講習を適切かつ安全に行うことができるものであること。

(2) 原則として占用することができるもの（借り受けているものを含む。）であること。

(3) 実地講習を行う場合に占用する空域は、次に掲げる実地講習に応じ、それぞれ次に定める大きさ以上とすること。

(i) 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る実地講習を行う場合 縦二百八十メートル、横二百四十メートル、高度百二十メートル

-
- (ii) 二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る実地講習を行う場合 縦五十メートル、横六十メートル、高度二十メートルの空域
- (4) 実地講習において無人航空機を飛行させている間は、次に掲げる者以外の者について法第三百三十二条の八十五第一項の立入管理措置を講じること。
- (i) 実地講習を行う場合に占用する空域において無人航空機を飛行させる者
- (ii) 講師
- (iii) (ii)に掲げる者を補助する者
- ハ 実地講習において飛行機を用いる場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (1) 実地講習を適切かつ安全に行うことができるものであること。
- (2) 原則として占用することができるもの（借り受けているものを含む。）であること。
- (3) 実地講習を行う場合に占用する空域の大きさは、次の算式によ
-

って算定した値以上とすること。

縦 $2Va^2/g \tan \theta + Ta \times Vc + 2B$

横 $2Va^2/g \tan \theta + Tb \times Vc + 2B$

高度 百三十メートル

備考

これらの算式において、 Vc 、 Va 、 θ 、 B 、 Ta 、 Tb 及び g は、それぞれ次の値を表すものとする。

Vc 無風状態での対地速度 無風状態での無人航空機の対地速度が一定であると仮定し、実地講習において用いる無人航空機について登録更新講習機関が設定した値

Va 風速十五メートル毎秒の風が吹く環境における無人航空機の対地速度 Vc に十五メートル毎秒の速度を足し合わせた値

θ 旋回時に無人航空機が水平面に対し横に傾斜した角度 旋回時に無人航空機が水平面に対し横に傾斜した角度が一定であると仮定し、実地講習において用いる無人航空機について登録更新講習機関が設定した値

二 実地講習用無人航空機	
イ 回転翼航空機（マルチローター）の種類についての限定をされた	B 安全余裕 登録更新講習機関が設定した三十メートル以上の値 Ta 空域の縦方向において水平直線飛行を行う時間 実地講習において用いる無人航空機に適した時間として五秒を超えない範囲内で登録更新講習機関が設定した値 Tb 空域の横方向において水平直線飛行を行う時間 十五秒 g 重力加速度 (4) 実地講習において無人航空機を飛行させている間は、次に掲げる者以外の者について法第三百三十二条の八十五第一項の立入管理措置を講じること。 (i) 実地講習を行う場合に占用する空域において無人航空機を飛行させる者 (ii) 講師 (iii) (ii)に掲げる者を補助する者

技能証明に係る実地講習において用いる無人航空機の基準は、次のとおりとする。(注 2、3)

(1) 実地講習の内容を適切かつ安全に行うことができるものであること。

(2) 二つの操作棒で前進及び後進、上昇及び下降、左右移動並びに左右旋回が可能な無線操縦用の送信機(以下「送信機」という。)により操作ができるものであること。

(3) プロペラを展開させた場合に、対角上のプロペラの中心点同士を結んだ線の長さが、二百ミリメートル以上であること。

(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合する飛行性能を有していること。

(i) 地表から一・五メートルの高さにおいて風速五メートル毎秒の風が吹く環境において実地講習を行うことができること。ただし、屋内など風の影響を受けない場合は、この限りでない。

(ii) 実地講習を行う環境において、十五分以上の飛行が可能であること。

-
- (5) 次に掲げる基準のいずれにも適合する制御機能を有していること。
- (i) 姿勢安定機能により、無人航空機の姿勢が安定して保たれること。
- (ii) 位置安定機能により、無人航空機の水平方向及び垂直方向の位置が安定して保たれること。
- (iii) 位置安定機能による水平方向の位置の安定を、送信機で解除可能であり、位置安定機能なしに飛行可能であること。
- (6) 無人航空機と組み合わせる送信機の機能により、実地講習の受講者が操縦する間においても、当該実地講習を行う講師及び当該講師を補助する者が、当該受講者の保持する送信機とは異なる送信機を用いて、当該受講者に代わって操縦すること（以下「オーバーライド」という。）ができるものであること。ただし、当該実地講習を行う空域周辺の安全を確保できる場合は、この限りでない。
- (7) 無人航空機の製造者等の作成する整備に関する技術的資料に準
-

抛して適切な整備が実施され、機体仕様通りに飛行できる状態であること。

- (8) プロペラガードを装着できるものであること。ただし、ネット又はアクリル板等により、実地講習を受ける受講者、当該実地講習を行う講師及び当該講師を補助する者を、飛行中の無人航空機から保護することができる場合は、この限りでない。

ロ 回転翼航空機（ヘリコプター）の種類についての限定をされた技能証明に係る実地講習において用いる無人航空機の基準は、次のとおりとする。（注２、３）

- (1) 実地講習の内容を適切かつ安全に行うことができるものであること。
- (2) 二つの操作棒で前進及び後進、上昇及び下降、左右移動並びに左右旋回が可能な送信機により操作ができるものであること。
- (3) メインローターの径が九百ミリメートル以上であること。
- (4) 次に掲げる基準のいずれにも適合する飛行性能を有していること。
-

-
- (i) 地表から一・五メートルの高さにおいて風速五メートル毎秒の風が吹く環境において実地講習を行うことができること。ただし、屋内など風の影響を受けない場合は、この限りでない。
- (ii) 実地講習を行う環境において、三十分以上の飛行が可能であること。
- (5) 次に掲げる基準のいずれにも適合する制御機能を有していること。
- (i) 姿勢安定機能により、無人航空機の姿勢が安定して保たれること。
- (ii) 位置安定機能により、無人航空機の水平方向及び垂直方向の位置が安定して保たれること。
- (iii) 位置安定機能による水平方向の位置の安定を、送信機で解除可能であり、位置安定機能なしに飛行可能であること。
- (6) 無人航空機と組み合わせる送信機の機能により、実地講習の受講者が操縦する間においても、当該実地講習を行う講師及び当該講師を補助する者が、オーバーライドができるものであること。
-

ただし、当該実地講習を行う空域周辺の安全を確保できる場合は、この限りでない。

(7) 製造者等の作成する整備に関する技術的資料に準拠して適切な整備が実施され、機体仕様通りに飛行できる状態であること。

ハ 飛行機の種類についての限定をされた技能証明に係る実地講習において用いる無人航空機の基準は、次のとおりとする。（注 2、3

〜 (1) 実地講習の内容を適切かつ安全に行うことができるものであること。

(2) 二つの操作棒で加速及び減速、上昇及び下降並びに左右旋回が可能であり、かつ、伝送可能距離が一キロメートル以上である送信機により操作ができるものであること。

(3) 実地講習中に当該無人航空機及びその前後左右を目視により常時視認できる大きさであること。

(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合する飛行性能を有していること。

三 送信機	
操縦のオーバーライドを行う場合を含め十分な数（実地講習を行う講師及び当該講師を補助する者の分を含む。）を保持していること。（注4）	(i) 地表から一・五メートルの高さにおいて風速五メートル毎秒の風が吹く環境において実地講習を行うことができること。 (ii) 実地講習を行う環境において、三十分以上の飛行が可能であること。 (5) 無人航空機と組み合わせる送信機の機能により、受講者が操縦する間においても、当該実地講習を行う講師及び当該講師を補助する者によりオーバーライドができるものであること。 (6) 製造者等の作成する整備に関する技術的資料に準拠して適切な整備が実施され、機体仕様通りに飛行できる状態であること。
四 トレーニングケーブル	トレーニングケーブルを使用して操縦のオーバーライドを行う場合は、十分な数（実地講習を行う講師及び当該講師を補助する者の分を含む）

					五 予備バッテリー又は燃料	む。）を保持していること。（注４）
				六 バッテリーチャージャー又は燃料補給機材	必要な量のバッテリー又は燃料を保持していること。	
			七 パイロン、旗及びテープ等	無人航空機を飛行させる区間等を明示させることができる備品であること。		
		八 ストップウォッチ等	時間を測定できる機器であること。			
	九 風速計	無人航空機を飛行させる際の風速を測定できる機器であること。				
十 無人航空機の基準に適	必要な数の予備の無人航空機及びプロペラ等の当該無人航空機の予備					

合した予備部品等	部品を保持していること。
十一 発電機	電気を発生させ、これに必要な施設及び設備に供給することができる機器であること。ただし、実地講習用空域周辺に電源がない場合に限る。
十二 ヘリパッド	実地講習において指定された大きさであること。また、地上への描写その他の手段により、指定された大きさの離発着する領域を自作することを認める。
十三 保護具	無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な数のヘルメット、ゴーグル及びサングラス等を保持していること。
注	1 実地講習用無人航空機は、登録更新講習機関が受講者に提供するものとする。ただし、身体に障害のある者が実地講習を受講する場合において、登録更新講習機関が提供した無人航

- 空機によっては実地講習を行うことが困難であるときは、この限りでない。
- 2 無人航空機の種類によっては基準に適合する数が極めて少ないなど、特別の事情があり、かつ、講習の実施に支障がないと認められるときは、この限りでない。
 - 3 一つの無人航空機では、第二号に掲げる基準に適合することが困難な場合にあつては、複数の無人航空機の組み合わせにより当該基準に適合させることも許容される。
 - 4 実地講習（回転翼航空機（マルチローター）又は回転翼航空機（ヘリコプター）の種類についての限定をされた技能証明に係る実地講習に限る。）を行う空域周辺の安全を確保できる場合は、この限りでない。

別表第三 オンラインによる学科講習の基準

一 講習内容	イ 別表第一第一号に定める必要履修科目の範囲を満たす講習内容であること。
ロ 講習修了時に、講習の効果を測定するための修了演習を対面で行い、学科講習の修了を認めることとしていること。	

四 講師等の条	三 講習の方法 (教材の閲覧 及び視聴等)	二 講習時間数
次に掲げる要件を満たすこと。	受講者が受講した事実並びに教材の閲覧及び視聴等による講習時間が別表第一第一号に定める必要履修科目の講習時間数以上であることを確認できるよう、次に掲げる方法のいずれかにより講習を実施すること。 イ 受講者を一箇所に集合させず、ビデオ会議ツール等を用い、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義を行う方法 ロ 動画の再生記録又はパーソナルコンピュータの操作記録等に基づき受講状況を確認できる映像教材又はウェブサイトの動画等を用いる方法 ハ イ及びロに掲げるもののほか、講習時間について合理的に確認することができる方法	別表第一第一号に定める講習時間数以上であること。

件	イ 前号下欄イに定める方法による講習を行う講師については、講師に必要となる知識及び能力を十分に有し、研修を適切かつ確実に行うことができるものと認められる者とする。 ロ 前号下欄ロに定める方法において使用されている映像教材又はウェブサイトの動画等の作成責任者又はこれらを監修する者は、法第百三十二条の七十に定める講師の条件を満たすこと。
五 質疑応答	受講者からの質問を受け、回答できる体制を整えること。

別表第四 操縦シミュレーターによる講習の基準

一 装置に係る基準	次に掲げる装置を有し、実地講習を再現できるものであること。 イ 天候、再現する実地講習用空域、再現する無人航空機等の情報をハの電子計算機に入力するための入力装置 ※ 再現する無人航空機は、実在する機体と可能な限り類似する性能を有し
-----------	--

、別表第二第二号に掲げる基準に適合するものであること。

※ 風速及び風量を設定する場合には、風速二メートル毎秒から三メートル毎秒までの一定の風量とすることが望ましい。

ロ 実地講習用無人航空機と組み合わせる送信機又は形状及び操作感（チューニング機能等を用いて調整できるもの）が実地講習用無人航空機と組み合わせる送信機に類似するもの

ハ ロの送信機及びニの出力装置の制御並びに画像処理その他の必要な処理を行う電子計算機（訓練のための適切なプログラムを有するものに限る。）

ニ 次に掲げる装置であつてそれぞれに掲げる基準に適合するものからなる出力装置

(1) ディスプレイ（画面、画面に表示する装置その他映像を表示する装置をいう。） 次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(i) 奥行が判別できる大きさであること。

(ii) 機体及び実地講習用空域内の物体を判別可能な解像度で画面に表示できるものであること。

(iii) 別表第一第二号の実地講習用無人航空機を操縦した際の操縦者の視界

二 機能に係る基	
次に掲げる機能を有するものであること。	を模した映像（飛行時の機体姿勢変化等に応じ適切に変化するものであること。）、操縦者にとって機体とその周りの状況が把握できる程度の視野外角を有するものであること。）を連続的かつ自動的に画面に表示できるものであること。 ※（iv） 機体の位置及び高度が分かること。 ※ 実地講習用空域内の物体との相対的な位置関係又は計器情報として対地高度及び機体の速度（飛行機の場合には特に対気速度）を表示し、それらが画面上にて判別できることが望ましい。 （v） 操縦者の視点を固定できる機能を有すること。操縦者の視点から機体の姿勢が判別できること。 ※ 飛行機の講習においては、画面内に地面が見え続ける状態で固定できること。 （2） 音響装置 適切な音量にて、機体から発する音を再現できるものであること。

準

イ 入力装置によりあらかじめ入力した情報に基づき、円滑な映像処理及び音響処理ができ、送信機の操作に連動した機体の挙動を遅滞なく再現できると。

ロ 模擬飛行を繰り返すことができること。

ハ 講師によるフィードバックが行えるよう、受講者の操縦による飛行の安定性、機体の位置及び高度に関する情報を画面に表示できること。

※ 指導を補助する機能として、飛行映像の記録・再生機能、模擬飛行中の表示映像及び音響を一時停止及び再開できる機能又は内部処理による自動判定および助言機能等の機能を有することが望ましい。

別表第五 登録更新講習機関管理者に対する研修の内容及び方法の基準

内容	登録更新講習機関の運営の方針に関する事項
一	基本的な方針に関する事項
二	関係法令及び無人航空機更新講習事務規程その他の無人航空機更新講習事務の実施基準の遵守に関する事項

	無人航空機更新講習事務の実施及びその管理体制に関する事項	無人航空機更新講習事務の実施及びその管理の方法に関する事項
三 適切な講習事務の実施に向けた取組に関する事項	一 組織体制に関する事項 二 経営の責任者による無人航空機更新講習事務に係る責務に関する事項 三 登録更新講習機関管理者の権限及び責務に関する事項	一 情報の伝達及び共有に関する事項 二 無人航空機更新講習における事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項 三 無人航空機更新講習において事故等が発生した場合の対応に関する事項 四 内部監査、外部監査その他の無人航空機更新講習事務の実施及びその管理の状況の確認に関する事項 五 講師の研修に関する事項 六 無人航空機更新講習に係る文書の整備及び管理に関する事項

方法 講義又は演習	
	七 無人航空機更新講習事務の実施及びその管理の改善に関する事 項

別表第六 講師に対する研修の内容及び方法の基準（注１、２）

一 講師の服務及び心得	研修科目		
講義又は演習	研修方法		
一時間以上	更新講習機関の講師 士の資格に係る登録	一等無人航空機操縦	時間数
一時間以上	更新講習機関の講師 士の資格に係る登録	二等無人航空機操縦	

注 1 一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士の資格に係る登録更新講習機関の講師に対する研修を併せて受ける場合には、二等無人航空機操縦士の資格に係る登録更新講習機関の講師に対する研修を省略することができる。	二 無人航空機に関する一般知識	講義又は演習	一時間以上	一時間以上
	三 安全な飛行の確保に関する知識	講義又は演習	一時間以上	一時間以上
	四 講習の指導方法（学科） （注 3）	講義又は演習	二時間以上	一時間以上
	五 講習の指導方法（実地） （注 4）	講義又は演習及び実地講習	三時間以上	二時間以上

2 登録更新講習機関のうち、登録講習機関としても登録されているものについては、各講師の受講状況に応じて、重複する研修科目について各研修の必要最低時間数の五割を免除することができる。

3 別表第三第一号口の修了演習を行う場合にあつては、これに関する内容を含む。

4 登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（令和四年国土交通省告示第九百五十一号）別表第五第六号において定める研修科目のうち、講師が講習を行う資格の区分及び無人航空機の種類に応じたものを含む。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。